

## 総合法政策専攻

### ●専攻の教育理念と教育目的

総合法政策専攻では、システムとしての現代社会の総合的把握を基礎として、公共政策や企業戦略に活かせる実践的知識を学生とともに構築してゆくことに主眼を置いています。つまり、地域社会で中核的な役割を担う高度専門職業人の育成と、すでに実社会の各方面で活躍している社会人学生の実践的関心に応えることを目的としています。さらに、問題解決のための知識を単なる経験的知識にとどめず、学問的裏づけのある政策科学的知識へと高めてゆくことをめざしています。そのために、本専攻では、3つの教育研究領域(公共法政策・産業経営法務・国際比較)を設けて、既存の学問分野にとらわれず、総合的社会システムの設計および高度な政策立案能力の育成、企業法務・経営の専門的能力の育成と企業に関する科学的意思決定に資する教育研究、国際的諸問題の発見および解決方法と国際的視野の涵養など、多角的なアプローチを可能とするような教育体制を整えています。

### ●専攻のディプロマ・ポリシー(学位授与の方針、修了時に必ず身につける能力)

#### <知識・理解>

1. 社会諸科学に関する高度で専門的な知識を有する。

#### <思考・判断>

2. 社会諸科学における高度で専門的な分析手法と学際的視野をもって、自ら設定した課題について総合的かつ多角的に考察することができる。

#### <関心・意欲>

3. 実社会への実践的関心を持ち続け、問題解決のための知識を政策科学的知識に高めることができる。

#### <態度>

4. 実践的かつ政策科学的な知識を応用することによって、実社会に寄与することができる。

#### <技能・表現>

5. 高度で専門的な知識を実社会に向けて的確かつ簡明に伝えることができる。

### ●専攻のアドミッション・ポリシー(学生受け入れの方針、入学時に問われる能力)

#### <知識・理解>

1. 社会諸科学の専門的な学問および方法について、学士課程修了相当の基礎的な知識と理解力を有している。

<思考・判断>

2. 社会諸科学におけるいずれかの専門領域の研究方法を用いて、自ら研究課題を設定することができる。

<関心・意欲・態度>

3. 現代社会で生じているさまざまな問題に関心を持ち、社会諸科学の高度な専門的知識を身につけようとする研究意欲を有している。

<態度>

4. 修得した社会諸科学に関する専門的な知識を活かして、知識基盤社会の発展に寄与したいと考えている。

<技能・表現>

5. 自らの研究課題について、口頭や文章表現によって、的確に伝えることができる。

**●専攻のカリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針、カリキュラムの特徴・特色)  
カリキュラムの概要**

総合法政策専攻は、3つの教育研究領域(公共法政策、産業経営法務、国際比較)を設置しています。

公共法政策では、公法、さらに家族法、労働法、福祉法を含めた従来の法体系の理論的な枠組みを政策的・公共的問題の解決に応用して実定法体系と接合させ、合わせて経済学並びに経営学理論の応用事例としても位置づけて、総合的な社会システム設計に結びつけるための理論を構築し、高度な政策立案能力の開拓という課題について教育研究を行います。

産業経営法務では、複雑化する企業活動や市民生活に対応して、法学、経済学、経営学、会計学などの既存の学問分野にとらわれず、法的権利・義務についての論理整合的知識、経済社会全体についてのシステム思考、および経営上の意思決定についての科学的手法の三者を融合して、戦略的意思決定に資する教育研究を行います。

国際比較では、グローバルな視野から諸問題に答えるべく、従来の法学、政治学、経済学などの学問分野にこだわらず、国家・国際組織・多国籍企業・国際金融機関・世界市場などを法制・管理・意思決定などの多様な観点から比較研究し、それぞれの存在意識とグローバルなシステムの中での相対的位置を明らかにする教育研究を行います。

さらに、本専攻の独自の教育プログラムに加えて、人文科学専攻との連携をはかって文化的側面からのアプローチを加味できるように柔軟なカリキュラムを編成し実施しています。